

商標

(1) 商標登録願

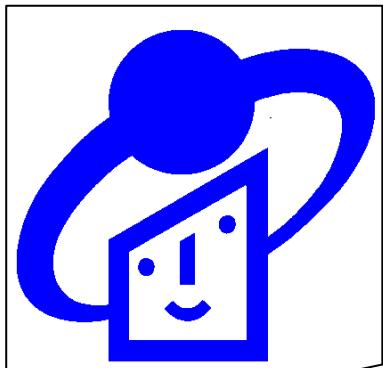
【書類名】 商標登録願

【整理番号】 ○○○○○○

【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



立体商標及び新しいタイプの商標の場合は、出願する商標のタイプに合わせてその旨（【動き商標】等）を記載。標準文字の場合は、出願する文字商標の記載とともに【標準文字】と記載。

【〇〇商標】

【商標の詳細な説明】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第2類】

【指定商品（指定役務）】 塗料、染料、顔料

【商標登録出願人】

【識別番号】 012345678

識別番号は、付与されている人のみ記載。

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3—4—3

【氏名又は名称】 商標株式会社

【代表者】 商標 太郎

【電話番号】 03（3581）1101

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 12000

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第5条第4項の物件

1

音商標については、商標法第5条第4項の物件を添付。

商標登録出願作成の注意事項

(1) 【標準文字】について

標準文字とは

平成8年改正商標法において採用された「標準文字制度」は、「商標登録を求める対象としての商標が文字のみにより構成される場合に、特許庁長官があらかじめ指定した文字（平成9年3月25日付、平成15年7月25日付、平成17年1月25日付の「特許庁公報（公示号）」で公表されていたが、平成28年9月23日発行の特許庁公報（公示号9）において全て改められた。）をもって商標登録を受けることができる」というものです。

＜標準文字として認められない例＞

- ① 特許庁長官の指定文字以外の文字を含む商標
- ② 図形のみの商標、図形と文字の結合商標
- ③ 文字数の制限30文字を超える文字（スペースも文字数に含まれる）
- ④ スペースの連続を含む商標
- ⑤ 縦書きの商標、2段以上の構成からなる商標
- ⑥ ポイントの異なる文字を含む商標
- ⑦ 色彩を付した商標
- ⑧ 文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載された商標
- ⑨ 花文字など特殊文字、草書体など特殊書体で記載された商標

標準文字による場合は、願書には次のように記載します。

【商標登録を受けようとする商標】

○○○○ ← ○の部分に商標を記載。

【標準文字】

(2) 立体商標と新しいタイプの商標

商標のタイプには、文字商標、図形商標、立体商標などと、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標があります。後者の5つのタイプは、平成27年4月から新たに商標登録が可能になったもので「新しいタイプの商標」と称しています。

立体商標と新しいタイプの商標を出願するに当たっては、願書に商標のタイプを明記する必要があり、出願する商標のタイプに合わせて【動き商標】、【ホログラム商標】、【立体商標】、【色彩のみからなる商標】、【音商標】又は【位置商標】と記載します。また、商標登録を受けようとする商標を特定するように、【商標の詳細な説明】を記載します（立体商標、音商標の場合は、必要に応じて記載します）。さらに、音商標については、商標法第5条第4項の物件として、その音をMP3形式で記録したCD-R又はDVD-Rを添付します。

(3) 商標登録を受けようとする商標の作成上の注意点

商標記載欄の大きさは、8cm平方とします。ただし、特に必要があるときは、15cm平方までの大きさにすることができます。

【商標登録を受けようとする商標】の欄は以下のように記載します。

「動き商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、時間の経過に伴う商標の変化の状態が特定されるよう記載します。

「ホログラム商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、ホログラフィーその他の方法による商標の変化の前後の状態が特定されるよう記載します。

「立体商標」については、一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真によって記載します。若しくは、商標登録を受けようとする立体的形状を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により、当該立体的形状が特定されるよう記載します。

「色彩のみからなる商標」については、商標登録を受けようとする色彩がなるべく全体にわたり表示された図又は写真によって記載します。若しくは、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により、当該色彩及びそれに対する位置が特定されるよう記載します。

「音商標」については、文字若しくは五線譜又はこれらの組合せを用いて、商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載します（必要な場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができます。）。

「位置商標」については、一又は異なる二以上の図又は写真によって、商標登録を受けようとする商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるよう記載します。

商標記載欄に商標を記載できないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、次ページに【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載します。

(2) 地域団体商標登録願

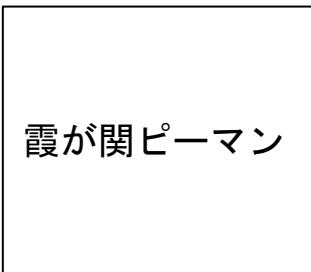
【書類名】 地域団体商標登録願

【整理番号】 ○○○○○○

【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第31類】

【指定商品（指定役務）】 東京都千代田区霞が関で生産されたピーマン

【商標登録出願人】

【識別番号】 012345678

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3—4—3

【氏名又は名称】 商標農業協同組合

【代表者】 商標 太郎

【法人の法的性質】 農業協同組合法第19条

【電話番号】 03（3581）1101

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 12000

出願時に
必須

【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面 1

【物件名】 商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類 1

【物件名】 商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類 1

出願時は
任意

願書に直接記載することにより、「設立根拠法の写し」の提出に代えることができます。

(注) その他の記載例は、(1) 商標登録願を参照してください。

地域団体商標登録出願作成の注意事項

・「【指定商品（指定役務）】」は、商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示であって、地域の名称と商品（役務）との関係を、例えば、次のように記載してください。

- ① 地域の名称が商品の産地であれば「○○（地域の名称）産の△△（商品名）」
- ② 地域の名称が商品の主要な原材料の産地であれば「○○（地域の名称）産の□□（原材料名）を主要な原材料とする△△（商品名）」
- ③ 地域の名称が商品の製法の由来地であれば、「○○（地域の名称）に由来する製法により生産された△△（商品名）」
- ④ 地域の名称が役務の提供の場所であれば「○○（地域の名称）における△△（役務名）」
(注) 指定商品（指定役務）を具体的に説明する必要があるときは、説明書に「指定商品（指定役務）の説明」と記載し、商品の生産、製造若しくは使用の方法、原材料、構造、効能若しくは用途又は役務の内容、効能、提供の方法若しくは用途の説明その他の必用な説明を記載してください。この場合は、「【提出物件の目録】」「【物件名】」の欄を設けて「指定商品（指定役務）の説明書」と記載してください。

・「商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面」は、例えば、登記事項証明書及び正当な理由がないのに構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨（加入の自由）の定めが規定されている組合等の設立根拠法の写しとします。

(注) 登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、令和4年4月1日から、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出を省略できるようになりました。

(注) 設立根拠法の写しに代えて「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、当該設立根拠法の該当条文その他必要な事項を記載することができます。

・「商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類」は、出願に係る商標構成中の地域の名称と商標の使用をしている商品（役務）との密接な関連性を示す資料、例えば、新聞、雑誌、書籍等の記事、パンフレット、カタログ、広告又は商品（役務）に関する商標の使用規則等です。

(注) 商標法第7条の2第1項の規定による商標登録を受けようとする商標が使用された結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていることを証明する必要があるときは、証明書に「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の間に広く認識されていることを証明する書類」と記載し、その

旨を証明してください。この場合は、「【提出物件の目録】」「【物件名】」の欄を設けて「商標法第7条の2第1項に係る商標として需要者の中に広く認識されていることを証明する書類」と記載してください。

(3) 拒絶理由通知書

発送番号〇〇〇〇〇〇〇
発送日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

拒絶理由通知書

商標登録出願の番号 商願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇〇〇
起案日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
特許庁審査官 審査 花子
商標登録出願人代理人 商標 一郎 様

適用条文 第3条第1項第3号

この商標登録出願については、商標登録をすることができない次の理由がありますので、商標法第15条の2（又は同法第15条の3第1項）に基づきその理由を通知します。
これについて意見があれば、この書面発送の日から40日以内に意見書を提出してください。
なお、意見書の提出があったときは、商標登録の可否について再度審査することになります。

理由

この商標登録出願に係る商標（以下「本願商標」といいます。）は、商品の品質が優れていることを認識させる「〇×〇×」の文字を普通に用いられる方法で書してなるにすぎないものですから、これをその指定商品に使用しても単に商品の品質を表示するにすぎないと認めます。
したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当します。

(4) 意見書

【書類名】 意見書
【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】 特許庁審査官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 商願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇〇〇
【商標登録出願人】
【識別番号】 012345678
【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】 〇〇〇〇株式会社
【代表者】 商標 太郎
【発送番号】 123456
【意見の内容】
審査官は「本願商標は、これをその指定商品に使用しても単に商品の品質を表示するにすぎないものと認めます。」と判断されました。
しかし、本願商標は「〇×〇×」の文字からなるものですが、これは特定の意味合いを有しない造語であるというべきものであります。
したがって、本願商標をその指定商品にしてもこれに接する取引者、需要者は商品の品質を想起することはなく十分自他商品の識別力を有するものと確信するものですから、本願商標は商標法第3条第1項第3号に該当するものではありません。

(5) 手続補正書

【書類名】手続補正書
【提出日】令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇
【補正をする者】
【識別番号】 〇 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】 □□□□株式会社
【代表者】 商標 太郎
【発送番号】 1 2 3 4 5 6
【手続補正1】
【補正対象書類名】 商標登録願
【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
【補正方法】 変更
【補正の内容】
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】
【第9類】
【指定商品（指定役務）】家庭用テレビゲーム機用プログラム